



令和 3 年 3 月 31 日

小田原市長 守 屋 輝 彦 様

小田原市文化振興審議会  
会長 杉 本 洋 文

文化によるまちづくり条例の基本計画の策定及び基本計画に基づく  
施策に関する基本的事項について（中間答申）

令和2年9月10日、当審議会に対し意見を求められた「文化によるまちづくり条例の基本計画の策定及び基本計画に基づく施策に関する基本的事項」について、別紙のとおり、骨子案として中間答申をいたします。

令和2年4月1日に施行された「文化によるまちづくり条例」を踏まえ、中間答申に向け、専門性を持った各委員が、様々な視点から審議を行ってきました。

審議の結果、まとまった基本計画をもとに、小田原ならではの文化の振興と、文化によるまちづくりが行われていくことを期待しています。

# 文化によるまちづくり条例の基本計画（骨子案）

## 第1章 小田原市の多彩な文化

小田原は、温暖な気候と豊かな自然環境、首都圏等へのアクセスに優れた交通利便性、史跡小田原城跡をはじめとする魅力的な歴史・文化資産、地場産業やなりわい、市民の豊かな文化活動等が融合し、多彩な小田原ならではの文化を育んできました。

小田原ならではの文化は、主に次のような特徴が挙げられます。

<p><b>&lt;武士・戦国の文化&gt;</b> 小田原城を居城とした北条氏をはじめとする歴史や、戦国時代に育まれた甲冑・鋳物などものづくりの工芸文化</p>	<p><b>&lt;交通の文化&gt;</b> 古代より陸路、海路、鉄道などの多彩な交通の要衝であり、人車鉄道、馬車鉄道、路面電車などから新幹線に至るまでの交通による多様な交流文化</p>	<p><b>&lt;邸園文化&gt;</b> 明治・大正期以降の政財界人や文人のもとで花開いた邸宅と庭園で展開された邸園文化</p>
<p><b>&lt;なりわい文化&gt;</b> 小田原物と称される木製品や水産練製品、梅干、和菓子、漬物、塩干等の食文化、地域特性を生かした江戸期宿場町城下町を中心に展開された文化、また戦後に起きた現在につながる産業文化</p>	<p><b>&lt;まちづくり文化&gt;</b> 歴史都市を基に、里山、里川、里海を取り込んだ歴史と環境を融合した都市形成の文化</p>	<p><b>&lt;舞台文化&gt;</b> 江戸期に「曾我物」が歌舞伎や能などの題材として取り上げられるなどの舞台芸術文化</p>
<p><b>&lt;民衆の文化&gt;</b> 海や山等の自然や各地域に伝わる祭事等に基づく、お祭り・神輿・山車などの民俗文化</p>	<p><b>&lt;生活文化&gt;</b> 秀吉の一夜城での茶会、松永耳庵など近代小田原三茶人による茶道文化や、自然に恵まれた小田原ならではの食材を生かした暮らしの食文化</p>	<p><b>&lt;市民文化&gt;</b> 戦後にいち早く美術や演劇などの活動が復興され、今日まで続く、市民や文化団体により育まれてきた芸術活動の文化</p>

## 第2章 計画の策定にあたって

### （1）計画策定に至る経緯

#### ア) 国の動向

- ① 平成13年12月に施行された「文化芸術振興基本法」第4条では、地方公共団体の責務として「文化芸術の振興に関し、国との連携を図りつつ、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。」と定めています。

平成29年6月には「文化芸術基本法」に改正され、基本理念の改正とともに、地方公共団体が定める「地方文化芸術推進基本計画」（努力義務）について規定されました。

- ② 平成 24 年 6 月に施行の「劇場、音楽堂等の活性化に関する法律」第 7 条では「地方公共団体は、この法律の目的を達成するため、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び当該地方公共団体の区域内の劇場、音楽堂等を積極的に活用しつつ実施する役割を果たすよう努めるものとする。」と定めています。

#### イ) 小田原市の政策の方針

小田原市では、平成 24 年 3 月に小田原らしい文化や文化のもとで目指すこれからの姿を「小田原市文化振興ビジョン」にまとめました。

令和 2 年 4 月に、文化芸術基本法を踏まえ、また、令和 3 年 9 月の市民ホールの開館を考慮し、市民一人一人が心豊かに希望を持って暮らしていくまちの実現及び文化による活力と魅力あふれるまちの実現のため「小田原市文化によるまちづくり条例」を制定しました。

#### (2) 計画策定の目的

本計画は、条例の基本理念並びに市の責務及び施策の方向性に即し、本市の文化の振興に関する施策及びこれによるまちづくりに関し、基本方針及び推進を図るための事項を定め、その施策の総合的かつ計画的な推進のために策定するものです。

#### (3) 計画の期間

本計画の期間は、令和 3(2021)年度から令和 12(2030)年度までとします。

### 第 3 章 文化によるまちづくりの考え方

#### (1) 文化の振興とまちづくり

文化は、長い歴史や風土に生まれ、人々の生活するところにあり、文化による人と人とのつながりは、生活にゆとりと潤いをもたらしてきました。

また、人々は過去いくたびか訪れた大きな災害などの困難をも地域の誇りである文化とともに乗り越えてきました。文化は未来への希望や生きる力を育む源となります。

小田原では、千年以上前から人々が生活を営み、豊かな文化が花開いてきました。歴史や風土に生まれた伝統、なりわい、生活、芸術等の小田原の文化が、まちの礎として過去から現在へ連綿と受け継がれ、さらに未来に向けて創造し続けていくことで個性と魅力あふれるまちがつけられると考えます。

「小田原ならではの」豊かな文化に触れた感動は、行動を起こす力となり、共感されることで持続させる力を生み出し、持続可能な暮らしの実現に寄与します。

文化を振興することは、市民一人一人の感性を育むことにとどまらず、人づくり、地域づくりなど社会の基盤形成、そして観光・教育・福祉・産業など諸活動の波及効果につながる未来のまちへの投資とも言えます。

#### (2) 市民による文化の振興と行政の役割

市民一人一人が、文化の担い手であることを認識し、自ら小田原の文化を継承・創造し、発信していくことが望まれます。行政は、市民の自主性、創造性、多様性を尊重し、その活動の下支えとなるよう、必要な施策を市民とともに実施していきます。

#### (3) 目指すまちの姿と基本目標

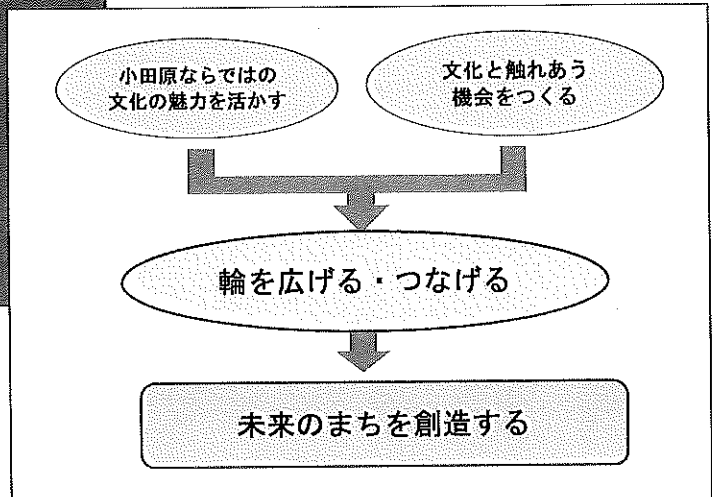
小田原市文化によるまちづくり条例の基本理念に基づき、本計画の目指すまちの姿と基本目標を次のように定めました。

## 小田原ならではの文化によるまちづくり

文化で人と人がつながり、ワクワク、ドキドキがあふれるまち  
まち全体が舞台となり、日常の暮らしに、文化が息づく魅力あるまち  
小田原ならではの文化が世界に開かれているまち

### <基本目標>

- 1 小田原ならではの文化の魅力を活かす
- 2 文化と触れあう機会をつくる
- 3 輪を広げる・つなげる
- 4 未来のまちを創造する



## 第4章 施策の推進・・・基本目標と取り組み内容（○ =関係分野）

### 基本目標1 小田原ならではの文化の魅力を活かす

長い歴史や風土の中で生まれ、受け継がれてきた「小田原ならではの」文化を守り、磨きをかけ、まちの魅力として活用します。

#### 施策1 文化を守り、伝える

文 産 教 地 食

小田原ならではの伝統、なりわい、生活、芸術等の小田原の文化を大切にするとともに、新しい光をあて、後世に継承します。

- ☞ 文化財の公開、郷土資料の活用、民俗芸能の保存・継承、博物館構想の推進

#### 施策2 文化資源の保存と活用

文 産 観 地 食

歴史的・文化的資源を、小田原の誇りとして保存するとともに、その価値が十分に発揮されるよう積極的に活用します。

- ☞ 公民連携による歴史的建造物の保存・活用、文学のまちづくり事業の推進、尊徳顕彰事業、歴史・文化に育まれた食文化の保存・活用

## 基本目標2 文化と触れあう機会をつくる

文化・芸術の拠点である市民ホールを中心に、すべての市民が文化に親しみ、身近に触れあう機会を作ります。

### 施策1 文化・芸術拠点である市民ホールの活用 (文) (産) (観)

市民ホールでの文化・芸術活動を推進するとともに、多くの人が集い、まちのにぎわいを創出する施設としても活用します。

- ☞ 市民ホールの整備・運営、市民ホールと地域のネットワークの形成

### 施策2 文化活動への支援 (文) (教) (地)

市民による文化活動の相談体制を整えるとともに、発表機会の充実を図り、多くの人々の活動への参加を促進します。

- ☞ 発表機会の充実、情報発信の充実

### 施策3 文化・芸術に触れる身近な機会の充実 (文) (教) (地)

すべての市民が心豊かに暮らすことのできるよう、多様な文化・芸術に触れる機会の充実を図ります。また、暮らしの中での文化活動がより活発に行われるよう、地域との連携を図ります。

- ☞ 市民ホールに足を運ばない、運ばない市民にも芸術文化を届ける機会の創出、美術作品の展示、地域とのネットワークの構築

## 基本目標3 輪を広げる・つなげる

「小田原ならではの」の継承と創造のものは、市民一人一人であると認識し、歴史的・文化的資源や市民の活動を内外に発信するとともに、様々な分野と連携・交流し、さらなる魅力の創出を図ります。

### 施策1 文化を支える地域と人材の育成 (文) (教) (地) (産) (観) (福)

文化活動を行う人や担い手、活動を支える人づくりとともに、人と人をつなぎ、その活動の場を広げていくことにより、文化を地域で支えていく土壌を育てます。

- ☞ 若手芸術家の支援、アウトリーチの実施、子どもたちに向けた郷土学習事業の実施  
セミナーの実施、文化基金の活用検討

### 施策2 多彩な文化の発信 (文) (産) (観)

小田原ならではの文化や、地域・市民の文化活動を市内外に広く発信することで、市民自らが文化への理解を深めてもらうとともに、世界に向けて魅力を伝えます。

- ☞ 情報発信事業の拡大、SNS等を活用した情報発信の充実

### 施策3 市内外の交流の促進 文 教 地 産 観

国内外の姉妹都市をはじめ、交流のある都市との連携を強化するとともに、小田原ゆかりの文化に携わる人や団体等と連携することで、多くの人々との文化交流を促進します。

- ☞ 都市間交流事業の推進、多様な交流の機会の創出

### 施策4 様々な分野・人材・団体等との連携 教 地 福

教育や福祉など他分野と連携することで、年齢や障がいの有無に関わらず、すべての人に文化に触れる機会を充実させるよう、文化団体のみならず、個性ある地域コミュニティや多岐にわたる分野の人材・団体と協働・連携して文化活動を推進します。

- ☞ 生涯学習活動との連携、市民による文化芸術活動の活性化、民間施設等との連携

### 施策5 産業・観光との連携による魅力の創出 産 観 食

産業・観光団体や、商店街等と連携してまちの各所に点在する文化資源を有効活用し、さらなる魅力の創出を図り、文化観光を推進します。

- ☞ 商店街等と連携したイベントの開催、まちあるき観光の推進、観光コンテンツの充実、MICEの推進（会議・研修・学会・展示会等）

## 基本目標4 未来のまちを創造する

小田原ならではの文化を子どもたちへ継承し、住み続けたい日常の豊かさを創造するとともに、文化の振興による社会の課題の解決等、地域から文化によるまちづくりを進めることで、市民一人一人が小田原ならではの文化に誇りを持ち、未来につながる「世界が憧れるまち小田原」を創造します。

### 施策1 文化を創造する風土を高める 教 地 産 観 福

国籍、世代、性別、障がいの有無等に関わらず、多様な人々や地域コミュニティがともに文化を創造する風土を醸成します。

- ☞ 新しいチャレンジへの支援、地域の資金の活用

### 施策2 デジタル文化の活用 教 地 産 観 福

リアルとバーチャルの共存する現代の文化を、デジタル技術を活用し、バランスよく導入することで、人、地域、社会の多面的な出会いの機会を作ります。

- ☞ デジタル化の推進、スーパーシティへの挑戦

### 施策3 発信力を高める 教 地 産 観 福

時間や場所を超えて、小田原発の文化を享受する機会を世界に向けて発信し、関係人口の増加につなげ、世界に誇れるまちをつくります。

- ☞ 情報発信事業の充実、シティープロモーションの推進

#### 施策4 持続可能なまちをつくる

### 地産観福

次代を担う子どもたちが多様な文化を体験するまちで暮らすことで、強く、しなやかな心を育むとともに、市民が小田原に誇りを持ち、「小田原ならではの」が随所に感じられるまちをつくります。また、SDGsの視点を取り込み、文化的資源や人のつながりを強化し、多様性と包摂性のある持続可能な社会を実現します。

- ☞ 鑑賞事業の実施、アウトリーチの実施、郷土学習事業の実施、SDGsに向けた取組みの推進

## 第5章 計画の推進と評価

計画期間内において、推進する項目や取組の推進状況を管理し、結果や成果を評価することにより、計画の着実な推進を図ります。

### (1) 計画の評価成果指標

本計画の着実に推進するため、成果指標及び目標値を設定します。

### (2) 文化振興審議会

文化振興審議会は、文化の振興に関する施策及びこれによるまちづくりの推進に当たり、基本理念並びに市の責務及び施策の方向性に即した基本的な計画を策定するため、市長の諮問に応じて調査審議し、その結果を報告し、及び必要と認める事項について意見を具申するための機関です。

### (3) 市民参加の機会

市民が担い手として文化を支えていくことが望まれます。文化のある暮らしを様々な分野の活動の情報を総合的に共有する機会を創出して連携を図ります。

### (4) 庁内体制

庁内の各部署が連携する体制を整え、文化の振興に関する施策及びこれによるまちづくりを総合的かつ計画的に推進します。